

# 太田市民生委員推薦会設置要綱

## (設置)

第1条 民生委員法（昭和23年法律第198号）及び民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）の規定に基づき、太田市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）を置く。

## (推薦会の定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、12人とする。

2 委員の構成については、別に定める。

## (委員長及び副委員長)

第3条 推薦会に委員長及び副委員長おのこの1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、推薦会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長の任期は、推薦会において定める。

## (会議)

第4条 委員長は、推薦会を招集し、その議長となる。

2 推薦会は委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことが出来ない。

3 議事は非公開とし、出席委員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 推薦会に幹事及び書記をそれぞれ3人以内を置き、市職員のうちから市長が任命する。

5 委員並びに幹事及び書記は、議事内容について他に漏らしてはならない。

## (任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。